

## 興福寺承仕関係文書から

①今度本式<sup>〔通〕</sup>溜洲会御執行付、自然如何様之雖出入在之、各一味被同心可申、若此儀ニ背相輩<sup>〔マ〕</sup>於在之者、当社春日大明神之可蒙御罰者也、仍固状<sup>〔マ〕</sup>如件  
寛永十五戊丑十二月十一日

琳 円 堯 円 顕 琳 浄 顕 浄 賢 円  
善 善 顕 乘 良 円 宗 乘 慶 泉 信

はじめに 歴史研究室では、興福寺の承仕を世襲した中村家の分家に伝来した文書を、科研費も充当して調査している。そのうち東大寺図書館に寄贈された分は、すでに吉川聡編『東大寺図書館所蔵中村純一寄贈文書調査報告書』（2014年。以下『報告書』と略称）として公表した。しかしそれ以外に、今も中村泰氏が所蔵する史料が存在しており、その分を現在調査している。調査で見いだした興味深い史料の一部をここに紹介したい。

承仕 中村家が世襲した承仕とは、正式には「唯識講承仕」という（例えば『報告書』海原靖子論文20頁所収の安政2年2月仲ヶ間横入連判書）。つまり興福寺の承仕とは、唯識講の役職名だった。唯識講とは、平安時代院政期に藤原忠実が創出した、興福寺で唯識を勉強する講である。その僧侶集団は中世には唯識講衆・講衆と呼ばれ、興福寺の主流派の僧侶集団を形成していた（坂井孝一「三ヶ大犯」考『日本歴史』第496号、1989年）。承仕は、本来はその講衆の活動を支える実務を担当する職だったはずである。そして江戸時代にも、承仕は唐院・新坊の公物方を管理するなど、興福寺運営のカナメを担っていた。

承仕中過去帳 その承仕に関する史料として、今回、中村泰氏所蔵文書で第1括1号とした史料を紹介したい。これは「承仕中過去帳」の外題を持ち、縦11.8cm横16.9cmの、小さな袋綴装の冊子本である。奥書には「文政元<sup>戌寅</sup>歳五月／中村栄関／写之」とあり、江戸時代後期の文政元年（1818）の写本である。表紙見返しには次に掲げるように、本文の目次が掲載されている。

一、天文二年以来承仕中臈次 写／二、同過去帳 写／三、同系図書 写／四、唐院新坊修理方役次第／五、弥勒講牛王裏書品々 写／并、福智家記録

この目次の中で「一」・「三」は、『報告書』宇佐美倫太郎論文所収の、「天文二年以来承仕中系図并臈次書」（以下、「臈次書」と略称）と同じ内容である。「四」は承仕の役である唐院奉行・新坊奉行・修理奉行を書き上げたもので、江戸時代には唐院奉行・新坊奉行が各2名ずつ、修理奉行が2名～4名だったことが判明する。

承仕仲間の起請文 今回紹介するのは、目次の「五」にあたる部分である。室町時代後期から江戸時代前期に

かけて、承仕が誓いを立てた起請文の写しである。11通あり、それぞれの先頭に①～⑪の番号を付けておいた。⑤のみは「臈次書」にも掲載されるが、他は新出史料である。正文は「仲ヶ間一臈箱」にあったとのことで、承仕仲間て代々引き継がれた重要文書である。

文書は年代順に並んでいる。最古の①天文3年（1534）の文書は、福田院（福寺ともいう）の地が質物になったことについて、浄順房の責任を問うている。浄順は「蓮成院記録」によれば、天文2年9月20日に「不経歴」を問われて、唐院承仕の2名と共に改易されている。彼の改易によって登用されたのが祐賢で、祐賢は中村家の初代として系図に見える人物である（『報告書』宇佐美論文25頁）。また、本史料の「一」や「臈次書」では承仕の「天文二年以来」の臈次を記録している。この時期に何が変わったのか、さらなる検討が必要である。

天文年間の他の文書では、承仕の会合などでの雑談を外で噂にすることを戒めたり（②）、荘園の算田師の競望を調整したり（③）、寺恩の下行がないことに対応したり（④）と、承仕仲間が戦乱の中で苦勞しながらも、団結を保とうとする様子が窺える。また、⑤⑥では承仕の昇進の順番を定めるが、これは江戸時代後期まで規範として守られていた（『報告書』20頁）。

その後、奈良の支配者は松永久秀、さらに筒井順慶に移る。筒井順慶は天正12年（1584）8月11日に亡くなるが、7月に承仕が病の回復を祈ったのが⑦である。翌年には、閏8月に筒井家は伊賀に転封となり、9月に豊臣秀吉の異母弟の秀長が大和に入ってくる。⑧ではその際に、興福寺領が安堵されんことを願っている。しかし結果は大幅削減となり、興福寺は大打撃を受けている。⑨⑩で給分等の下行がなく迷惑と記すのは、そのような事情のためだろうか。寺の衆徒だった筒井順慶との近ささと、その後の苦勞が読み取れる。

おわりに 中世から近世へと変化する時代に、承仕たちは互いの利害を調整しながら、一体感を持った集団を維持していた。ただし本史料は誤写もあり、意味が取りにくいので、今後さらに理解を深めたい。（吉川 聡）

仲々間一藤箱ニ在之起請文之事  
牛玉宝之裏書也、

① 敬白 天罰連署起請文之事

右子細者、傍輩中下地福田院式反六六十一此下地質物ニ被召之由被申懸事在之、兼承仕中者一向不致存知之由、種々雖申入之、不能御承引、既神木被下事被成申事者、淨順房沙汰卜寄存存、近日又有御方へ書狀被進事在之、淨順房之沙汰之次第支証明鏡之間、於淨順房者、各令義絶、内外会合并出仕諸奉公之代官以下、不可罷出者也、然者、領番之所役一切不可当之者也、万一於傍輩中自然々代以下被出林、可為同科者也、仍多分評定不可意儀者也、密事談合不可有他言也、若此旨令違犯者、可罷蒙 日本国主天照皇太神・八幡三所、賀茂下上、殊春日大明神三玉御罰者也、仍連署起請文如件、

天文參年五月日

宗順 宗慶 淨賢 淨順 淨円 識円 賢乘 堯頭 淨宗 淨賢 宗琳 賢良 祐乘

② 敬白 天罰起請文之事

右子細者、傍輩会合或月並講出仕間、座敷存分評定、亦者、心中不知惡口等

在之處、傍輩乍有衆烈、各々存分評定趣路達躰在之由、及口遊半多、言語同斷次第也、所詮、於向後面々参会砌、評定並時雜談以下、於他所一切不可有出仕止旨、堅一決畢、若此旨令違犯者、日本国主天照太神別而春日五所大明神七堂三宝御罰可蒙各罷者也、仍起請文如件、

天文五年丙申三月廿四日

良願 淨賢 堯頭 識円 明堯 淨賢 淨宗 淨賢 淨松 賢良 淨順 宗琳 祐賢 淨琳 一藤 淨順 宗慶 道順 円慶 祐乘 舜道

③ 敬白 連署起請文之事

条々

一 奈良田井算田每年兩季仁遣之、往古者傍輩中鏡望次第仁被出事、是者傍輩不懷根現歟、無勿林、所詮、從上衆最末迄次第仁罷出事、從中古被定之事、然也、近年寄事於左右、上々御折檻事繁以致迷惑者也、剩近日傍輩中可信林仁、別而可被仰付者及御沙汰条、歎入御事也、是併近年如口遊傍輩中仁鏡望之林在之故歟、然者、於顯現之林者、傍輩中諸会合并諸奉公相伝等一切可致義絶者也、於無承引林者、可為同科事、

一面々諸会合并假仁一兩輩会合砌、就上々御儀奉公之義歟、又者上々御雜談之儀歟、令申沙汰事在之、於万之事惡様取成被申林在之由、及口遊、事笑者曲事也、所詮、向後令顯現事在之者、可被同科事、

一 算田師之事、如中古定、上之儀御託言可申、就其、面々申合題目、不可有漏達事、

右条々、令違犯者、可罷蒙 日本国中大小神祇祇者当社權現御罰、猶其上仁成白癩・黒癩身、可被相除傍輩之衆烈者也、仍連署起請文如件、

天文六年丁酉三月廿八日

良願 祐賢 淨賢 明堯 淨順 淨賢 淨松 淨琳 淨順 淨賢 淨宗 円慶 賢良 淨賢 淨松 淨琳 淨円 宗琳 道順

④ 敬白 天罰起請文之事

右子細者、傍輩中寺恩諸下行之儀、字各無美沙汰而無下行及迷惑者也、所詮寺恩之内不寄半分此面々江於致下行者、任憑評定者也、反米臨時杯以下無下行時者、不寄当年永代如此也、并於各々無存知者、無力寺門諸奉公惣別義付不可用仁立候、并傍輩会合之儀毛不可参会仕者也、若令評乱者、日本国中殊春日五社七堂之御罰各々可蒙罷者也、仍連署起請文如件、

天文九年庚子十二月廿日

淨琳 淨順 明堯 良願 淨賢 淨松 賢良 淨順 宗琳 琳松

⑤ 敬白 連署起請文之事

右子細者、傍輩中次第昇進并後々闕林之事、守先規令沙汰也、近日語族縁内縁、傍輩中江令横入、剩諸定使奉行等恣可有沙汰旨及口遊、事笑者新儀非例之義太以不可然、所詮、如何様之雖為苦勞、不可有承諾者也、若背此旨申者、可被蒙 日本国中大小神祇、殊者 当社權現 御罰、於今生者、尽承仕冥加、後

生者可墮地獄者也、仍連署起請文如件、

天文十一年壬寅三月十九日

御小保丸印 淨宗印 円慶印 淨賢印 淨順印 淨賢印 善円印 淨順印 織円印 明堯 円乘印 一藤印 賢良印 堯頭印 淨琳印 琳松印

⑥ 敬白 天罰起請文之事

右意趣者、

一 傍輩中今度歲末林之事、故淨宗房子息春辰殿、次座琳円房子息春得殿可為次第之歟、春辰殿之上座春滿殿立掃可為歲末歟之由其沙汰在之、目錄面春滿殿春辰殿春得殿与次第之歟、既春辰殿被入置上着、任先例目錄旨、春辰殿次座歲末林春得殿被申催事、一 温飯方・公物方田地紛之儀、同取物算勘并預錢以下、在様嚴重可被仰事、一对傍輩中不儀之企、并此一書之面於被相背林者、堅可令義絶、若於同意林者、可為同科事、

右条々、於違犯輩者、罷蒙春日社五社七堂殊者弥勒菩薩御罰、永可被墮罪惡趣者也、仍起請文如件、

永祿十丁卯年二月十六日

賢良 顯乘 良願 円盛 善円 淨泉 一藤 源舜 琳円 淨円

⑦ 奉御立願狀

一 春日社御間御千度事

一 伊勢代参事 一 多賀社代参事 右、今度 順慶法印様御煩早速御本復刻、可遂果者也、仍奉御立願狀如件、

天正十二年七月廿日 承仕申白

立願狀 一 春日社御間 御千度事 一 千座祓 一 ヶ度事 一 千卷心経 事

⑧ 立願狀

右志趣者、今度国替目之儀付、興福寺領無異儀安堵上、早速可遂果者也、仍立願狀如件、

天正十三年乙酉潤八月吉日面々衆白

⑨ 敬白 天罰起請文之事

右意趣者、去々年奉行所方給分并定下行方之儀、兎角御手間被入、于今無御下行迷惑不遇之候間、達而御託言可申候、無異儀於御下行者、不及是非候、万一於無御下行者、無力各令一味同心卅講御奉公師留可申者也、若此旨令違犯者、日本国中大小神祇殊二ハ春日大明神七堂三宝面々氏神可罷御罰者也、仍起請文如件、

天正十六年戊子三月廿六日 承仕中

⑩ 奉立願

一 春日社御間御千度事 一 荒神御百度事 一 千卷心経事 右意趣者、去々年奉行所給分並定下行方于今無御下行間、御託言仕候、早速御下行刻、可遂果者也、仍立願狀如件、

天正拾六年戊子三月廿六日 面々衆等 承仕中